

平成31年4月9日

保護者のみなさんへ

京都市立朱雀中学校
校長 中川 潔

地震に対する非常措置についてのおしらせ

本校（園）においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校園前に発生した場合

（1）京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校園日を臨時休業とします。

- ※ 学校所在の中京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
- ※ 下校・降園後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校園までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
- ※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校園日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、（ホームページ／緊急連絡網）により、授業等を実施する旨を連絡します。

（2）臨時休業とした場合、登校園の再開日は学校（園）及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校（園）から連絡します。

2 在校園中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校・幼稚園に留め置くこととします。

帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るために「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。